



岡谷市福祉タクシー

1回 300円

福祉タクシーとは…

高齢者や障がい者の外出を助けるためのタクシーです。一般のタクシーとは違いご利用には、いくつかの条件がありますので、ご理解のほどお願いします。

- ・ 岡谷市内を運行。市外に行くことはできません。
- ・ 出発地から目的地までが1回の運行。途中、他の場所に寄ることはできない決まりです。
- ・ 行きと帰りに利用したいときは、2回分の予約をしてください。
- ・ 運行台数が限られています。予約が集中すると、希望の時間に利用できないことがあります。

利用方法

1

利用券の購入

- ・ 利用券は1枚3,000円。10回利用できます。
- ・ 購入した利用券を使えるのは、本人のみです。
- ・ 購入するときは、年齢のわかる身分証明書や身体障害者手帳など、資格がわかるものをお持ちください。
- ・ **利用券の払い戻しは、購入した日から3年以内です。**
*4月以降に購入した券が対象です。詳しくは裏面をご確認ください。

購入場所

岡谷市役所社会福祉課・湊支所・川岸支所・長地支所

平日 AM 8:30 ~ PM 5:15

※土・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

イルフプラザ出張所(イルフプラザ 3階)

平日 AM 10:00 ~ PM 7:00

土・日・祝日 AM 10:00 ~ PM 5:00

※毎週火曜日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

2

電話で予約

ここにこ ふ く し い

0266-22-2941

(聴覚障害者の方は ファックス 72-9311)

- 運行時間 月~土曜日 AM7:30~PM6:30
日曜・祝日 AM9:00~PM6:30

- 予約受付 前日または当日AM7:30~PM6:00

- ・ オペレーターに「名前・住所・電話番号・日時・出発地・目的地」を伝えてください。
- ・ 予約は運行開始から30分ごとの便となります。
- ・ 午前中は大変混み合います。つながらないときは時間をおいておかけ直してください。

3

福祉タクシーの利用

- ・ 利用券を運転手に提示してください。

お問合せは…

岡谷市役所 社会福祉課 0266-23-4811 (内線1251・1222)

利用券の購入



ありがとうございます。
1枚、3,000円です。



予約の電話



〇〇といいます。
住所は幸町8-1です。
明日10時に自宅から
××病院へお願いします。

予約の受付

〇〇さんですね。
明日10時に受付しました。
自宅で待っていてください。

お時間が決まっていれば
帰日も予約できますよ。



福祉タクシーがお迎えに行きます



利用券を
確認します。

目的地へ



○福祉タクシーを利用できる方

- ・岡谷市に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- ①満80歳以上の方
 - ②要介護『3・4・5』に該当する方
 - ③身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた『1・2級』に該当する方
 - ④身体障害者福祉法施行規則に基づく身体障害者障害程度等級表の『下肢3～7級』又は『体幹3級若しくは5級』に該当する方
 - ⑤療育手帳交付要綱に基づく療育手帳の交付を受けた『A1・A2・B1』に該当する方
 - ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく『1・2級』の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は精神障害を支給事由とする年金給付『1・2級』を現に受けている方
 - ⑦特定疾病療養受療証の交付を受けた方又は、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方
- ※上記条件以外でも事情によって利用できる場合があります。社会福祉課までご相談ください。

- ・購入時には、①の方は身分証明書など年齢が確認できるものをお持ちください。
- ・①以外の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、特定医療費(指定難病)受給者証など、資格を確認できるものをご持参ください。

○利用券

- ・利用券は身分証明書を兼ねており、本人のみ使用できます。
- ・利用券を他の人へ譲ることや、他の人の利用券を使用することはできません。

○運行台数

- ・運行台数は、日時によって変わります。
- ・平日は、最大11台が運行しますが、土曜日・日曜日・祝日は少なくなります。
- ・平日の午前中は、医療機関への利用者も多く、予約が集中するため、希望する時間に利用できない場合がありますのでご了承ください。

○介助者の同乗

- ・タクシーの乗り降りが困難な方は、原則1名の介助者が同乗できます。この場合、介助者の利用券は不要です。
- ・予約するときにオペレーターへ、また、乗車するときには運転手へ、介助者が同乗することをお伝えください。

○乗合い

- ・福祉タクシーは最高4人まで、乗合いをすることができます。ただし、目的地に向かって同じ路線上で乗車できる方に限ります。
- ・予約のときに乗合いのご案内をさせていただく場合がございます。可能な限りで結構ですのでぜひご協力ください。
- ・乗合いの予約は、目的地から一番遠い方が代表となり、予約をしてください。
- ・乗合いは、乗車する方それぞれが1回の利用となります。各自利用券を運転手に提示し、確認を受けてください。

○利用券の払戻し【払戻し期限は、購入した日から、3年以内】

- ・利用券が不要になった場合などは、必要と認められた場合に限り、払戻しができます。
- ・令和5年4月以降、払戻しができる期間は購入した日から3年以内となります。ただし令和5年3月以前に購入した券は、一律令和8年3月31日まで可能です。
- ・払戻しは、口座振込での返金となります。
- ・払戻しを希望する方は、社会福祉課へお問合せください。

●運転免許証を自主返納された、満80歳以上の方に「福祉タクシー」の利用券を1枚交付します。(利用券の交付は1人1回のみです。)

*令和4年4月1日以降、自主返納した方が対象になります。

*詳しくは 社会福祉課までお問い合わせください。《0266-23-4811 内線1251・1222》